

座談会

人間の尊厳を

- 都立大学名誉教授

沼田 稲次郎

- 神奈川大学教授

藤田 勇

- 東京大学助教授

渡辺 治



〔沼田稲次郎氏〕

渡辺 一九八九年はくしくも近代市民革命の中心であるフランス革命二〇〇年にあたる年です。そういう一つの区切りにあたって、改めて近代社会の始点をふりかえるのも意味があるように思われます。

他方、そういう近代資本主義社会の矛盾を克服する新しい社会としてつくられた社会主義ソ連においても、「ベレストロイカ」の名の下、昨年来非常に大きな新しい動きが起っています。

また、日本の国内に目を転じてみれば、戦前と戦後を通じた「昭和」の終焉というかたちで、歴史の流れ

世界史の現段階

渡辺 早速、沼田先生から大きな世界史の流れのなかで、今の日本の歴史的位置を浮かび上がらせる前提として、世界史の現段階というように、そこを少しお話をいただいて、それをきっかけにして討論に入っていきたいと思います。

が、一つの区切りを迎えようとしておりますし、それだけでなく社会の主人公である労働者の組織運動について眼を転じますと、「連合」が今年は念願の官民統一を果たすというところで、労働運動の戦線にも非常に大きな動きが予想されます。

そういう状況の一つひとつに振り回されるということではないのですが、新しい年に当たって改めて私たちがいま到達している日本の平和・民主主義・人権の現状を明らかにし、そのうえで、私たちに課せられている新しい課題を検討できたらということ、今日の座談会を持ちました。

フランス革命二〇〇年と
人権の現状

◇——近代は人権の時代

沼田 今年はフランス革命二〇〇年にあたりますが、イギリス名誉革



〔藤田 勇氏〕

いま改めて

●世界史の現段階

フランス革命二〇〇年と人権の現状

ベレストロイカ―社会主義の新しい動き

●改めて問われる「人間の尊厳」

「人間の尊厳」論提起のプロセス
「人間の尊厳」の理念と成立の構造

今後の課題

命からは三〇〇年と、一七世紀あたりから人権への動きがあり、一八世紀にはフランス革命、アメリカの独立戦争、その後行なわれた南北戦争と近代はまさに人権の時代であると言ってもいいと思います。

二〇世紀になればご承知のようにロシア革命が起こって、現在そのソビエトで第二次社会主義革命みたいなものが進行している。

そういう時代の流れのなかで、民主主義と平和と人権の到達点を踏まえて課題を考えようということですが、ここであらかじめ「到達」という言葉の含意を述べておきたい。「到達」というと、何か、ここまで来て、さあ今度はここから、というような感じが、しかし、そういうとらえ方をしなければならんかどうか問題で、到達してそこから新し



〔渡辺 治氏〕

い課題へいくのではなく、常に現時点というのは到達点であると同時に発足点であるし、流れていつているものだというとらえ方が重要です。

さて、フランス革命を振り返ってみますと、フランス革命は点だと思っている人が多いのですが、あれは一〇年かかっているのです。バスチーユの牢獄が倒されたのが一七八九年七月一四日で、その始まった日をもってフランス革命と言うし、それから二日三日後に人権宣言が出るわけですが、その後まさに血みどろの紆余曲折があるのがフランス革命なのです。そして最後にナポレオンに全部任せた。革命に疲れ切って渡したという格好になるわけです。ナポレオンは確かに独裁者みたいではあるけれども、フランス革命の血が流れていることは否定できない。ブル

ジョワ革命はかくて一応完了するわけです。

私はつくづく、フランス革命から二〇〇年を考えてみて、これを生み出していった思想家たちのことを思います。ルソーの思想がロベスピエールなどのジャコバン党の思想になる。だいたいジャコバンクラブを基礎にして彼は活動したのですが、一方、百科全書派といわれるデイドロとかボルテールたちの流れは、ジロンド党みたいなものがあつた。当時、自然法の思想というのがずっと先駆したわけですが、ルソーの晩年の姿を見てロベスピエールは感激し、そして革命に走ったと言われるのだけれど、ルソーとロベスピエールとの年齢差は、私と渡辺さんぐらいの差でしょうか。ルソーとデイドロとはだいたい似たような年で、モンテスキューは前世紀になるのだと思いますが、それから三四、五年ぐらい後になるのでしょうか。

しかし、これらの歴史的な過程も思想家たちの流れも、二〇〇年たった時点でみると、一つのことのように見えてしまうんですね。多くの人はフランス革命二〇〇年といった場合、フランス革命でブルジョワ革命

ができてしまったように思つて、その渦中の指導者たちが革命そのもののなかで滅びていく姿を忘れてしまつてゐる。ロシア革命は一昨年が七〇周年でしたが、その革命も大変な流血をともした。ただロシア革命のほうはまだ、トロツキーとの闘いなどはかなり生々しいものだから、近い感じがするけれども、フランス革命は二〇〇年たつとこれぐらい遠く感じるものかという気がせんでもないですね。

それにもかかわらずフランス革命というのは、今日やはり見直される。それは現代の人権思想においては抜き難い一つの事件だし、現代に引きつけて考えるとということの意味は、現在がそれを求めているということでしょう。フランス革命後のドロドロした革命期を経て、そのなかから固まってくる人権思想が、今日まで来ているのですね。

革命というものは面白いものだと思います。そういうことを感じながら見ることも、大事だろうと思ひますね。自由は闘いとられるといひますが、同時に自由の名によつていかにも多くの血が流されたかということを考えざるをえない。日本国憲法に

あるとおり、人権はまさに人類多年の努力の成果なのです。その努力というのは、日常的なちまました努力だけではない。人の運命を翻弄するような歴史のかなり血なまぐさい闘いがある。

第二次大戦後の世界も、そういうものを経てきている。これは現在のなものだから、絶えず人権と流血というか、人間の不幸が結びつけられて考えられてきている。しかしこれも何十年か後になったときにどうなるものか、というようなことを感慨を新たにしてみることも必要でしょう。

◇—歴史的「到達点」とは

沼田 それはそれとして今日の課題に近づいてくると、歴史的到達点という、点でもない、線でもない、とにかくまだ流動している歴史の大きな局面とでもいうか、そういうものとして「現代」をどうとらえるか、段階論というほど簡単ではない。

しかし、なんといつても第二次大戦後に人類が到達したという感じをもてるのです。その到達したものが、客観的なものとして表明されてきた

のは、国連であり、国連憲章です。そこで到達という感じを持つのは長年の戦争が終わつたということと絡んでいるのだけれど、しかしそれもその後の歴史のなかで変動を免れない。

しかし、にもかかわらず人類が到達したという感じを持たせるのは、第二次大戦後の世界思想というものの拡張のためだろうと思います。自由がヨーロッパの自由から、第一次世界大戦によってほぼ世界の自由になる。そして、自由、人権というものが本当に世界の問題として、グローバルなプリンシプル、あるいはユニバーサルなプリンシプルとしてある種の現実的基盤をかすかながら持つて、それを制度的に確立するために国連をつくつた。先進国はそこまです視野に入れた国際組織の形成と、それを主導する理念を明確にする。これは後の「人間の尊厳」にも絡むわけですが、初期マルクスが考えていた類としての人間というもの、幾多の流血を経ながら苦勞して、やっとたどり着いた、その意味では到達と言つてもいいかもしれない。その後、それは世界人権宣言になつていくわけです。しかし、世界人

権宣言はまだ宣言であった。国際法では条約も宣言も大して違わないような、意味もないこともないけれども、内容的にみるとやはりあれは宣言であって、必ずしも明確な提起主体ならびにそれを実現する国家の役割というようなことについては、まだ自覚的ではなかったかもしれせん。

バクス・アメリカーナのもとに作られたから、ソ連圏は棄権している。もつと長期展望的にみたら、本当に資本主義社会は矛盾しているということの確信があるならば、あの時点で本来社会主義国家はあれに賛成すべきだったと、私は思います。

とにかくそれはそれとして、世界人権宣言が出て、その後の国際人権規約へという流れになるわけですが、人権規約となるとずっと進んだものとなる、つまり国際法でなし、日本も批准しているという状況になる。そのほかにも人権条約は、人種差別撤廃条約とか、婦人差別撤廃条約とか、いろいろあるわけですが、それらがだんだん形成されていくのが、思想における到達点のような感じがします。

それでは、それを実現する世界史

的主体が形成されているかどうか、という問題があるわけですが、それは依然として難航している。それでもこれまでの世界史から見れば画期的に進んできていると見てよからうと思います。

そのなかで、世界における日本の地位、国際関係というのは、第二次大戦後がらりと変わります。それは、日本が到達したというよりは到達させられたというところがある。それを踏まえて戦後の日本は行ったり来たり波瀾を含みながら今日の流れになってきている。

その今日という時点である八〇年代というのはかなり特殊な状況が出てくるわけで、思想としてみれば、もちろん到達ということもわからないうが、しかし現実の様相としてみると、むしろそうして自覚されたものは、すべてある程度イデオロギーですから、そういう存在論的な決定を受けているとすると、現実存在そのものに変動があつて、あまり芳しい到達点ではない状況にあるわけですね。

そうすると問題は、現状においてどういう課題があるか、というふうに考えないといけない。とにかく

努力していつてずっとやった結果ここまで到達した、さあこれからもういっぺんどう前進するか、というようなイメージで語られるべきではない。まだ歴史の波瀾が進んでいて、世界的な段階が第二次大戦後かなり著しく違ってきているなかで、日本という国は、その流れに棹さしながら現在に至っている。このような状況のなかで何をすべきか。むしろ戦後の原点を見直してみる、さらにさかのぼって、近代というものを指定したフランス革命、そこで結晶されたものとして人権宣言があるとすれば、それをもういっぺん振り返ってみる必要がある。

このような感じで見ているわけですが、これからの課題というか、課題ということ自身、私は昔からアウフガーベという概念を使っているのですが、アウフガーベというのはたんにゾルレンでないんだ、本当は。そこを踏まえた検討を加えてみたいという気がするのです。

◇——社会主義革命と「到達点」

藤田 いまの「到達点」ということですが、巨視的にみれば、しばらく

く前までは到達点というものをそれぞれグローバルに確かめながら課題を設定するということが当然のことのように考えられていた面もあった。たとえば、一九一八年の一月、十月革命があつてふた月ばかりたって、なおロシア革命のコースは社会主義革命だと、必ずしもはっきりしていない面があつたのです。

革命は確かにいろいろな要素が合流しますので、社会主義革命ではないかという人もいるし、断固として社会主義革命だという人もいて、それに決着をつける第三回全ロシアソビエト大会のときに開会にあたって「インタナショナル」が歌われたのち、「通った道を歴史的に回想する」意味で「ラ・マルセイエーズ」を歌ったのです。

これはフランス革命から始まった歴史が、ロシアでは一応到達点というか、過去になって、社会主義革命運動が最初の到達点を獲得した。それを象徴する意味でフランス革命の歌を歌った。こっちはもう終わった、今度は「インタナショナル」だというわけですね。

もう少しさかのぼりますと、一九世紀のバリ・コミュニケーションまで

はわりあいフランス革命イメージで運動のスタイルが構想されていたのですが、九〇年代になると、エンゲルスなどが言っているのですが、新しい時代になった、労働者運動も新しい構想・戦略で進めざるをえないということになった。これに乗ったかたちでベルンシュタインの「目標はない、運動のみ」というのが出てきて、猛烈な論争になった。ロシアのボリシェヴィズムはこういう考え方を一掃して、さきの到達点を確認するわけです。

第二次大戦後の社会主義陣営の認識からいうと、たとえばソ連は再び資本主義に戻らない段階に到達した。だからプロレタリア独裁ではないとか、それなりに到達点というものを考えてきたのですが、しかし逆に考えてみると、到達したと思いが、それでは三〇年代はどうだったのかと振り返ってみると、とてもあんなものは本当の社会主義とは言えないのではないか、もう一回やり直さなければならぬのではないか、というような問題が次に新しく出てきた。経済をみてみますと、経済構造のブルジョアズムが追求されている。到達ということで従来の尺度でいけ

ば、だんだん一元的——もちろん自主管理をベースにした一元化——になっていいはずですが、もう一度多元的構造にしなければならぬ、マーケットの論理も大いに活用しなければならぬというふうになってきています。

法律のほうでいえば、かつての国家と法の死滅は後景にしろぞいてレヒシュタートという理念が新たにクロージアップされてきています。なぜいまさら法治国家かという議論が当然ありうると思うのですが。

人権についてもロシア革命以来、人権という概念そのものを「勤労被搾取人民の権利」というふう公然と置き換えたわけですが、しばらくして今度は社会主義国家の市民のグルントレヒテ（基本権）というふう置き換え、また今度は人権でいいというふうになってきている面がある。到達点といってもなかなか難しい。沼田先生がおっしゃったように、常にそこに新しい課題が提起されて、その課題は過ぎ去った歴史といつも結びついていてという状況があるのです。

沼田 自身は「到達点」ということはあまり言わんのですが、なぜ、

それにこだわったかというところ、ここまでわれわれは到達したんだというところ、これは最先端であるような印象、つまり絶えず人類は発展し進んで行ってここまで到達した、さあそれからあとどうするかが課題だ、というふうに対置するイメージになるものだから、それではいかんのだよということを初めに言っておくほうがいいかなと思ったのです。到達点という言葉そのものは、使ったほうが便利なきがが多いのですが。

渡辺 おっしゃるとおり、「到達点」というと、歴史が何か非常に連続的にのべつと坦々と一直線に進歩しているというイメージになります。が、実際はそうではないわけで、非常にねじれというか……。

沼田 少なくとも段階的でもいいから常に前進しているというイメージがあって、「そこまで到達した」という感じになるよね。もっとダイナミックな歴史のとらえ方が大事だと思う。到達点という考え方にそれがあるといことは、私も決して否定しているわけではないが、一般的なイメージとすれば、到達点というところまで来たという感じになって、ここからどうするか

というイメージになりはしないか。歴史はそんなものでもないということを書いておきたかったです。

◇——敗戦直後なぜフランス革命は注目されなかったのか

渡辺 沼田先生のおっしゃったことは非常に重要だと思います。日本の場合でも、人民の運動のなかでフランス革命が主体の側から注目されたのは、まずは自由民権運動のときだと思ふのです。ところがその後はいつだろうか、と考えてみると集団的にフランス革命の経験がふりかえられた例は少ない。藤田先生が、ロシア社会主義革命のときここまでは「マルセイエーズ」で、ここからは「インターナショナル」だと言われた、それと同じような意味で社会主義運動が台頭する第一次大戦以降には、ほとんど省りみられなくなる。そして、第二次大戦後も、再検討の試みはしばらくはない。第二次大戦後に、確かに日本国憲法は出てくるわけですが、実際にその日本国憲法の担い手となるような、沼田先生の言葉で言えば「勤労大衆」は、フランス革命の経験をふりかえったかと

いうと、あまりふりかえる必要を感じなかったのではないかと思うのです。

たとえば当時日本国憲法が制定されたとき、現在と非常に違うように思えるのは、牧野英一さんなどは、日本国憲法は確かにいいけれども、これは世界的にみるとちょっと古い、古典的な自由主義の時代の憲法だ、ということを書いているのです。美濃部達吉さんも、必ずしも日本国憲法は新しいものではないと書いています。

その時、美濃部の頭にあったのは、ワイマール憲法で、日本国憲法はただかだかワイマール段階であるしワイマール憲法よりもある意味で遅れていると考えていたふしがあります。ワイマール憲法のほうが生存権の諸規定などは具体的であって、そういう意味でいうと日本国憲法というのはフランス革命とかアメリカの独立宣言とか、イギリスの名誉革命という市民的な人権の延長上にある憲法で、いわば近代市民革命期の憲法である。だから現代に要請されている憲法ということからみると、だいぶ不十分ではないかという議論が、憲法学者のなかでは結構有力だったの

です。おそらく当時の労働組合のなかでも、もちろん課題として「民主化」ということは非常に言われていたが、実際に念頭にあったのはロシア革命や社会主義であって、フランス革命とか近代的な人権の理念は、必ずしも自分たちがめざす理念としてあったかというと、あの時点ではなかったのではないかと思います。

もちろん、敗戦直後に近代市民革命をふりかえる試みがなかったわけではなく、大塚史学の流れや、法学では川島武宜さんや戒能通孝さんの問題意識は、明らかに戦後日本社会の課題を近代市民革命と比定して考えていたわけですが、そういう動きは、知識人の一部に限られていたように思われます。

それが、非常に逆説的なことです。後の沼田先生の「人間の尊厳」論ともかわるのですが、一九六〇年代の高度成長期に入ってから、改めて、近代的な人権とか、市民的な自由とか、人間の尊厳ということが理念として重視されるようになり、それとの関係でフランス革命が改めて注目されるようになる。

ある意味でいうと第二次大戦直後には人権とか自由というものはすでに

に獲得された、それこそ到達したものである、という認識があり、もうめざすのは社会主義だと言っていたのが、逆に歴史の展開のなかでフランス革命がもう一回注目されるような時期がくる。

◇——日本の戦後状況と意識

沼田 そのとおりだと思います。ちよつとコメントすると、戦争直後の極貧状態のときに、なるほどイデオロギーとしては社会主義的民主主義を念頭に、あるいは社会主義そのものを考えていたかもしれない。とにかく二・一ゼネストのときに人民政府、民主主義政府ができると本気で考えた人もかなりいた。そのときの東京の人たちの空気を後で聞くと、そういうことを本気で考えていた人が相当いたようです。私は当時京都で労働組合の委員長だったのですが、そんなことは考えてもいなかった。帝国主義軍隊が占領しとるのに、そんなことを許すものかと思っていました。大統領選挙に出る関係で、マッカーサーはそう露骨にはやれないだろうとは思っていましたが、どこかで必ず抑えるに決まっていると考

えていました。それはすでに食糧メーデーのときから分かっているのですね。

●自由よりも生存を

今日は、そこまでさかのぼったらきりがないけれども、そのときの運動を引っぱっていたのは産別会議で、それを指導していたのが端的に言えば共産党でした。そのときの共産党というのは、いわばヒーローですよ。日本にレジスタンスがなかったことが日本国民の負目ですらあったわけで、戦時中ともかくも非転向で頑張った、それが平和運動や戦争をチェクするうえでどれくらい効果があったか、というような問題は一応抜きにして、個人として立派であった。そういうかたちで抵抗した人たちが日本にもいたというわけで、その人たちはヒーローだったのですね。

よく話すのだけれど、メーデーのときに徳田球一が演説に出てきた。これは今日の有名スポーツ選手や人気歌手も足下に及ばないくらいの大ヒーローだということは一面から見ると、大衆を知る機会を持たなかったということかも知れないですが、

そういう状況であった。貧乏のどん底にあったときに、GHQに対して批判をしないかぎりには自由はあったわけです。しかも日本共産党はそのとき解放軍だと考えた。これは無理なと思います。そう言う、あんなは間違つるとか言うものもい

ますが、それは弾圧された経験がないから言えるのであって、自分らの力で戦争を終結させ、状況を変えることができたわけではないのですから、解放軍という規定をしたって不思議ではないくらいの空気だった。ですから、そのなかで自由を言う必要はむしろないくらいで、対抗集団としての日本の支配階級なるものは、自由を抑圧する力を持たなかったわけです。だから自由ではなくて、むしろ何が大事だったかというと、「食わせろ」です。

では、生存ということがフランス革命に全然なかったかという、ロベスピエールだって、人間にいちばん大事なものは生きることだ、そうであるかぎりには、生きることと保障することがいちばん大事だと言っているわけです。

戦争直後の場合、戦争被害者集団が何を考えたかというと、さんざん

の目にあつて、とにかく占領軍によって自由にはなつた、しかし食えない、まったく食えない、だから食わせろというわけで、このなかに自由が吸収された。

その状況を法律でとらえるとすれば、抑制的なかたちで出てくるというか、むしろ法はそれを承認することによって体制のなかに収めるよりほかにしようがない。ワイマール憲法という先駆があるので、労働法でも頭にあつたのは、生存権の基本権を保障するという段階のワイマール憲法です。あれはドイツが革命前夜までいったところで制定されたわけで、かなり社会法的なものが入っている。

これが戦後の貧困のどん底に置かれた日本のモデルとして考えられたわけですが、戦前からのドイツに対する伝統もあつて、ワイマール時代の影響は明治から受けとるのでしたら、ドイツというのは一つの範型みたいなもので、労働法学だってそうです。ですから当時ワイマール憲法が日本の先駆的なものとして考えられたのは、そう不思議ではなかったと思うし、フランス革命が改めて考えられなかったことも、これまた自

然なことではないか。

●国際的関心の低さ

それではもう少ししてGHQが反動化したところでフランス革命を考えればよかったではないかと言うかもしれないけれど、このとき日本は国際的な関心がほとんどない。というよりもアメリカを通じてしか外国を見ていなかったと言えるくらい状況です。ことに組合運動を考えると、そうです。

だいたいILO闘争が起こるのが昭和三〇年代、つまり一九五五年以後です。そのILOというものが一つの媒介になって国際的な関心も出てくるのだけれど、それ以上に財界が国際的な問題を考えるようになるのは、貿易・為替自由化とか経済的にも国際化が始まった池田内閣からです。それ以前は、日本の労働運動や社会運動一般が新しい国際秩序、国連というものを十分理解し切っていなかった。ということ、それはど戦前の弾圧が激しくて、今はまだ虚像ではないかという感じが、どこかにあつたからではないかという気がします。

第一私自身が、憲法を重視するよ

うになったのはあの段階からなので。公務員の全面的な争議禁止が、ポツダム政令二〇一号で出る。それへの闘いの武器に憲法を考えざるをえないということで、あの時期から日本国憲法のありがた味がわかってきた。

それまでは、とにかく立派なものができたけれど、いったいこれが役に立つのか、立たないのか見きわめがつかなかった。変えようと思えばいつでも変えられる。戦時中は、憲法なんか眼中になかった。授権法みたいなものがドイツにはあつたし、日本は国家総動員法で何でもやれたのです。

だから、戦争放棄というところまで重臣たちは譲歩することによって、とにかく天皇制だけは残した。そういうものだと思つてながめてきたわけです。ちよつと調子がよすぎるわいと思つて憲法を見とつたくらいです。それから、戦争直後の支配的な権利意識が、生存権というかたちで集中したことは避け難いし、そのなかにむしろ自由権が吸収された。そのかぎりフランス革命がそれとして自覚されないということも避け難いわけです。

近代社会におけるあらゆる権利・憲章、たとえばスターリン憲法にしたって何にしたって、いちどはブルジョワ的自由というものを通って出てきているのです。ところが戦後の日本はそこをネグって実践的な運動は、社会主義的なリーダーシップのもとに引つ張られていった。そういう勇ましいことを言うほうが、住みよい状況があった。インテリゲンチヤのなかには、講演に行くときにわざわざ汚い着物を着ていったというものが学者のなかにもおるのだから。(笑)

そういう時代相というのは、その時代に生きていた人でないとわかりにくいかわからんですね。ほんとにかいなと思うようなことが、実際にあった。

●運動上の実践的要求から
たしかに渡辺さんのいまの指摘は正しいと思います。しかし、それなりの理由もあったことは否定できない。それは無知からくる問題ではなくて、実践的な要求、現実的な要求に対応した運動にとっては、フランス革命にさかのぼることよりも、むしろ生存権の基本権というものを強

調することのほうに積極的な意味があった。

そのころ、自由というものを強調した論議もありました。たとえば先ほども名前の出た川島武宜さんなどは家族制の古い日本に対して、新しい市民社会というものを対置して考えていた。この考え方は、それなりに悪くはないのだけれど、ちょうど法社会学論争に出てくるような論争で、実践的な場において言われるときには、パッシブにというか、ネガティブな機能をむしろ営む感があった。

その点では、労働者権というのはかなり特権的な意識に絡まれていたのですね。私が「生産管理論」で、「生産管理はストライキがどうにもできない、役に立たない、全然交渉力がなくなるといような状況がなかったら正当性がない」と書いたなら、民科の法律部会から批判された。とにかくストライキとはストライキに勝つ権利であるというのが当時の議論で、生産管理は戦術の一つだ、いつでもやれるという考えでした。ともかくそういうことで、おっしゃるとおりだけれども、フランス革命をあのときに持ち出していくこと

は、どうなのでしょうかね。体制を乗り越えて、この機会に革命までもつていけというなら、フランス革命なりロシア革命なりを出すことに意味があったかもしれないけれど、とてもそんなところまでいかない。アメリカに付いて行くだけで精いっぱい、そのぐらい大きな解放だったということでしょう、あのときは。

◇—段階的に歴史は進むか

藤田 それではいまフランス革命二〇〇年ということが日本で非常に議論になっているか、たとえば法律学者の間で、というと、そうは言えない。

そこで、もう一回「到達点」ということで考えてみたいのですが、いま沼田先生がおっしゃったように、フランス革命においては政治的な自由・権利ももちろんそうですし、市民的財産権も当然うたわれますが、同時に、他方ロベスピエールが登場した段階では、特殊の状況下ではあれ、今の言葉で言えば社会保障というのか、生活保障というのか、貧困救済も出ています。さらにルソーからロベスピエールの線につながって、

平等主義的共産主義と人民独裁を主張するバブーフが登場しているのですね。だから、社会主義というのはマルクス、レーニンで私たちは知り始めたのですが、フランス革命そのものから出てきている。もう少し前から言ってもいいのですが、本格的にはフランス革命からですね。

労働者の運動も一九世紀になつてから自由と生存の両面を求める動きがありますが、フランス革命があったから政治的権利や自由はもういいかというところではない。ずっと長い間、そしていまだにそうですが、国民の側からみれば、政治的権利・自由というのはいつも闘わなければ獲得し、維持していけないものだった。

四八年の二月革命、三月革命が挫折しますが、あのころまではチャーチスト運動でもフランスの運動でも、なにせ選挙権もないのですから、当然政治的平等権というものが非常に重要だった。それに言論の自由もかなり制約されていた。一九世紀後半ぐらいから、やはり社会化だ、労働者の生活の根のところを変えないとだめなのだというところで社会主義がずっとでてくる。権利でいえば労働

権と土地の権利。一方、市民権や自由はむしろブルジョワのほうに行き自由主義として構成される。

沼田 そのとおりです。たとえばアントン・メンガーが生存権ということをやうでしょう。ところがこれに対して、法曹社会主義といってたたく。社会主義が問題なので、市民権とか自由とかはブルジョワのほうが強調する概念だったのです。

藤田 つまり段階的に、ブルジョワ的な権利・自由それから社会主義というふうにはいつてないのですね、歴史は。たとえば社会主義革命後をみて、いまの現存社会主義でいえば、もう一度権利・自由というもの、社会主義の政権に対して考えなければならぬという状況になっているわけですから。それらのことが全体として絡まってくるのが、第二次大戦後でしょうか。民族的自決権が、グローバルに世界的に出てきたり、市民的自由とか権利、社会的生存、社会改革というものが、ずっと広い層を基盤にして結びついてくる。それがうまく前進してないところもあって、非常に問題になっているのですが、しかしそういう点からみれば、到達点というか運動というか、人間

の在りようの、あるいは考えようの進み方というのは、それなりに一本筋ではないのですが、いろいろな流れが合流して進んできたとも言える。

沼田 だから、第二次大戦後が世界的にみれば到達点といえれば言える。

ペレストロイカ―社会主義の新しい動き

渡辺 いますでにお話に出ていたのですが、ゴルバチョフが出て以来、現存社会主義のなかで改めて市民革命のときに提示されたような理念の再検討を含めて、あるいは議論としては人類的利益と階級的利益というつかまえ方の問題も含めて、新しい動きが起こっているのですが、そのへんについて藤田先生いかがでしょうか。

◇—ペレストロイカとは

藤田 ソ連はペレストロイカと言いますが、ほかの社会主義国もそれぞれわりあい似たような改革をやっているのです。八〇年代になってまたとりくんでいる。東ドイツなど

はソ連のとおりにはいきませんよといつて、昔のようにソ連がやったら、みんななびくというようにはいかなかったのですが、でも全体として今の社会主義が改革にもう一度乗り出した。

第二次大戦後は社会主義体制対資本主義体制という体制間対抗が大きくなスケールで進むようになっていたのですが、それと同時に第二次大戦後すぐにはないけれども、社会主義の歴史としては、社会主義の体制改革という時代になったと思うのです。その実現までにずいぶんかかった。一九五〇年代、いや本当は四五年以後にやってもよかったようにも思うのですが、なかなかそうもいかなくて、実際の可能性は五〇年代ないし六〇年代に出てきて、すぐには進みませんから、八〇年代になってかなりそろってきたということだと思います。

ただ、これは資本主義世界と絡み合っているなかで行なうので、社会主義が隔離された実験室のなかでやるようなわけにはいきませんからね。

沼田 若い人たちはどう見ているのですか。スターリン時代を知らないわけでしょう。かなりいろいろな見方があるのではないですか。私は

社会主義体制のなかでの新しい社会主義的な改革だと思っていて、基調としては普遍性を持ったものがイデオロギーとして出てくることは否定できないと思う。

ただ、それは「新しい思考」が考えられるようなものであるかどうか。フルシチョフがやりかかってみたけれども、フルシチョフ流ではいかなかった。あの時の諸条件のなかでは、できなかったのでしょうか。そのへんはどうみえていますか。

藤田 結論的には、今の社会主義国の改革、ペレストロイカが成功したらすばらしい社会主義にいつべんになるかというところは言えない。まだまだ苦勞の多い道のなかの二つ目のタイプをいま模索している、というぐらいに見えているのです。

どうして二つ目のタイプをやらなければいけないかという問題ですが、スターリン時代をどう評価するかということになると思います。あえていえば、大きな世界史の流れから見ますと二〇世紀前半というか、そういうものと二〇世紀後半との違いという問題もあると思います。

沼田 前半と後半の違いみたいなもの？

藤田 いや、二〇世紀前半のいわゆるロシア革命時代、「革命と戦争の時代」というふうにかつてわれわれは言ったわけですが……。

沼田 第二次大戦後を含めて考えるわけですか？

藤田 そうですね。第二次大戦前後の経験から、その後経済の構造も変わってきますし、そのところでもう一つ新しい型をつくらざるをえない。

もっと卑近なところからいえば、非常に経済に困っていて、なんとかしなければならぬのですが、それだけではなくて、社会主義というもの、の在りようが根本的に考え直されようとしている。そこは大いに注目すべき改革だと思っています。ただ、ちょっとバックしているように見える面もあるのですが、それもバックなのかどうか、理論的にまだ結論をだしてないのです。たとえば個人営業とか、人間の物的利益に訴えて社会をつくりあげていくというようなところが原理的にどうなのか。そこまでは詰められていないので、私自身はフィードバックというふうに、差し当たりは整理しているのです。

経済的にはそういう面があるのと、

民主主義の問題では、一党制というものを確保しながらの改革という問題がある。

沼田 やはり一党制は確保しなければならぬという考えね。

藤田 そうですね。党と国家のあり方、党と国民の関係のあり方とか、それはいろいろ考え直していますが、一党制というものがしかるべきシステムであるという考えは、ソ連もそうですし、中国もユーゴスラビアも変えていない。

沼田 世代も変わるしね。

藤田 そうです。世代が変わるということはありますね。

沼田 この問題はたいへん難しい。政党、一党制の問題というのはそれなりに問題もあるけれど、このへんにおいて、とにかく新しい社会主義の波は起こりつつあるというふうに見れると思うし、非常に刮目すべき現象だと思っています。

もちろん一九一七年のソビエト革命だって、世界的に言って大きなインパクトを与えたけれど、今度はまた別のスタイルで非常に大きなインパクトを与えつつあることを、重視していかなければいかんだろうと思います。

◇—国連の原理とその影響

沼田 先ほどころと二〇世紀の前半と後半ということが出ましたが、ともかく第二次大戦が終わって世界は、部分的な戦争はいくらもあるけれども、全世界を巻き込むような戦争、先進国相互間の戦争は、いまのところ避けられてきている。そのなかで国連が持つイデオロギーというか、国連が担っている思想というか、その影響が二〇世紀前半と後半を分けるに足る大きな意味を持つ。

国際連盟のときは、まだ脱退する国もあったし、ブルジョワ連中による社会主義の包囲だと初めソ連は考えたようだし、人民戦線の前後にはむしろ国際連盟に入ったほうがいいという考え方もあったり、いろいろあったけれども、国際連盟と国際連合の時代の落差も、やはりある。

国際連合の時代は、なんといつても基本に平和と人間の尊厳の理念とが結合されて出てきている。それは戦前にはなかった。ただ、ILOは社会正義こそが平和の基礎である憲章の前文で言っていますが、もっと広い意味で人間の尊厳、その一つ

のあらわれとして平等原理が具体的にあらわれる部面に出てきているのは国際連合が始めてです。国家平等には例外があつて、安全保障理事会があるけれども、建前としては国家平等、それが基本となつて民族平等、人種平等という平等原理が非常に強く出てきている。そしてそれが人間の尊厳を踏まえて出てきているというところが、人類の自覚の到達した線だと思うのです。そこが二〇世紀の前半と後半の違うところだと思います。

藤田 グローバルに言えば、二〇世紀の後半しばらくの間は、たとえば日本とフランス革命との関係は先ほど話されたとおりだと思うのですが、一九四九年の中国革命のインパクトはかなり日本にはあつたのではないですか。

沼田 あつたと思います。日本だけではなくアメリカにもあつた。

藤田 ええ、国際的にそうですが……。

沼田 直接にはアメリカのほうがびつくりしたのではないですか。その時分、日本はまだ国家としての武装力をほとんど持たないし、経済力もまた貧困だった。だからむしろア

アメリカがびつくりして日本を自分らの陣営に本気に取り込む契機になったのは、中国革命だと思ふのです。

◇——人民民主主義をなぜ

貫けなかったのか

藤田 あのことろ国家論というか、法律論を含めてどういう議論があったのかとふりかえてみると、人民民主主義論が非常にありました。それにはヨーロッパの影響ももちろんあったのですが、現実的には中国革命が念頭にあったと思うのです。

沼田 東欧諸国はよくわからなかったんだよ。(笑) 私にしても『法と国家の死滅』を書いたときには、ソビエトを頭において、人民民主主義国家は伏せたのです。これは、各国多様でよくわからないし、それまで追い掛ける余裕はとてもない。レッドパージの最中に書いたから。

藤田 そういう事情もあるかもしれないませんが、私は、第二次大戦後、新民主主義とか人民民主主義とかいろいろ言っていました。あのコースを貫けなかったものかどうかと思っています。結局、貫けなかったのですが、そこがかなり大きな問題だと

思います。

渡辺 社会主義の側でということですか。

藤田 社会主義の側で貫けなかった原因については、アメリカの世界戦略とももちろん絡んでいろいろあるわけですが、貫けなかった結果かなり回り道をせざるをえなかったと思います。

沼田 しかし、それには個々の政策も適切でなかったことも原因としてあると思うのです。たとえば毛沢東のやったいろいろなポリシーが、みんなよかったかとなると、はなはだ疑問でしょう。

渡辺 ただ、やはり今日の時点にないかと、現在起こっているような政治的な民主主義といえますか、そこを基点にした改革の動きというのは生まれようがなかったのではなにか。社会主義の生産力という問題にかかわるのかどうかわかりませんが、けれど、それにはある時間が必要だった。

だから、あの時期に新民主主義と人民民主主義がもう少し順調に成長すればよかったといっても、実際にはなかなか成長しにくい要因があった、ある意味では今になってそういう

条件がようやく成熟してきたというところもあるのではないかと思います。

沼田 成熟という言葉を使う簡単に使わないほうがいい。成熟したと見るか、変動と見るか。常に前を向いて行っているのが成熟しているというのか。成熟は消滅の前提か。成熟概念そのもの、とらえ方そのものを歴史の過程でながめるときに、「到達点」と同じような感で見えて、そこから新しくもういつべん出発するとみるか。

たとえば、日本の資本主義が現在成熟期にあると、エコノミストのなかには見ている人がいる。しかしその見方にも二通りあって、まだ伸びるという可能性を見ている人と、そろそろ日本もあかんのやないかと見ている人とがいる。アメリカ資本主義は六〇年代に成熟したけれども、結局ことにベトナム戦争でやられてしまった。だから、成熟という言葉のなかには、衰滅への示唆を含んで使っているのかどうか。

藤田 一つのシステムが成熟するということは、そのシステムがはらんでいる矛盾も成熟することなので、成熟というのは次に別のものに転換

していくということを意味するのです。

◇——なぜ「新しい思考」か

藤田 この機会に沼田先生にうかがいたいのですが、いまいろいろ「新しい思考」について批判がありますね。ソ連問題プロバーにやっている私からすると、あのような内容のものが、ああいうかたちで、なぜ出てくるのか、というふうに思わざるをえないのです。

普通には、今の社会主義国のリーダーは資本主義国の階級闘争なり、そういうものについてほとんど知らない。つまり実感として持ちえないというのが、大きな理由だと言われています。それはわかりますが、やはり……。

沼田 私は、それはわかりますとは簡単に言えない。

藤田 先生はイデオロギー操作だと考えておられるから。

沼田 そんなことは百も承知していると思ったから。

藤田 私は、今の時代がそれなりに新しい課題を国際的に抱えているのだらうと思っているのです。そう

いう新しい課題と切り結んでいるときに、成功もあり誤りもあるので、全然切り結ばないものなら、あまり意味がない。切り結んでいるので、こういう課題に切り結んでいるかというのを、まず考えなければならぬと思うのです。

それから切り結ぶときの切り結び方についていえば、それぞれの人間が生い立ってきた体験とか、それによってつくりあげられる思想とか、そういうものがありまして、二重の意味でソ連のアプローチの特徴というのは、三〇年代以後あると思うのです。

一つは、自分の経験がいつも普遍的でなければならないということです。たとえば階級闘争といいますが、ソ連が経験してきた「階級闘争」の形態を階級闘争として普遍化するもので、その形態、たとえば核軍事対決をやめると階級闘争は二義的でいいことになる。

もう一つは、これは発想の問題ですが、自分の国がいま何を必要とするかといった場合、自分の国の必要性は常に世界の進歩的人間の支持を受けるはずだ、という思考があります。

沼田 その発想は私も支持します。それはやはり先進社会主義国家のいわゆる奢りであると思う。

藤田 それがどうしてもありません。いま当面しているのは人類的課題というか、世界の全体としての人類の進み方において、いろいろ新しい問題が出てくる。核はもちろんですが、それにどうとりくむかというのは、だれしもが当面している問題ですから、それについてソ連も新しい発想でとりくもうということになって、その結果いろいろ考え、ヨーロッパのイタリアなども話をしてみると、イタリアもだいたい同じだと。(笑)

他方、労働運動はどうなっているかというところ、いろいろヨーロッパの情報を集めてみると、労働運動はそれにまさに依拠しているというふうにはなっていない……。

沼田 共産党は低落している。

藤田 それで、ここはひとつ話し合い路線、協調路線でもっていく時期だ、という発想ではないかと思えます。

沼田 そのためのイデオロギー操作でしょう。そのイデオロギー操作がうまく、うまくないかは別問題

だ。私がイデオロギー操作だと言ったのは、そのイデオロギーが真理でないかどうかということと言ったのです。

いまの説明は、なぜソ連がああいうかたちで問題を打ち出してくる必要があったか、ああいうイデオロギーを出す必要があったか、という政治的諸条件と経済的条件というものを踏まえての意見だろうと思います。

◇——新しい国際法の真の担い手として

沼田 私は『民主主義法学と学者像』(法律文化社)を書いたときに、序文のなかで、「はたして核戦争を回避して社会主義社会を実現できるだろうか」と書いたのです。そして、確実に言えることは民主主義が不可欠だということである、というのが民主主義法学を書いた。

だいぶ前から私も、人類的視点をどう考えるか、そのなかでの階級闘争をどう考えるかということに関心があって、本誌に連載した「人間と国家」で感想的に、階級闘争を国際的視野で考えてみなければいけんのではないか、ということを書いたのです。

そういうことを書いたのは、ソ連軍が国連にコミットをもっとして——あの時はまだ納付金も滞納している状況だったから、早く納めると書いたのだけれど——、国連を自分の立脚点にしていく、国際法律家協会はそれを展望していくことによって、各国における人権闘争をずっと国連の普遍的原理によってバックアップしていくという考えが念頭にあったからです。これは諸国における階級闘争です。

こういうスタイルの運動は、国連を通して、そのうえに立脚して行なっているかぎりでは、古いスタイルではない。そういうものとしてはグローバルなイデーを出すということは、十分にある。「新しい思考」はまさにそれではないかと、私は考えているのです。「新しい思考」というのは、そう持つていくかぎりには少しも不思議ではない。

それを協調路線に使うとき、たとえばアメリカとの話し合いを中心にします、ヨーロッパ諸国には話し合いでだいたい片づけにいけます、日本の財界とも話をするというのは、大いに賛成で、やってみよう、しかし、そちらの面だけ出てくるものだ

から問題になる。そちらの面を一般化して、それが「新しい思考」であって、階級闘争などはむしろ後回しだというふうなたちで持つていくから、批判も受けるのは当然だし、それでは真に「新しい思考」ではないと私は思う。

本場に「新しい思考」というのは、むしろ自らが国連憲章から展開されている新しい国際法の真の担い手になることによって、国連秩序である平和と人権の秩序を促進する方向に考え方を要する。この普遍的な原理の担い手はまさに階級運動なのです。こういう構造を使わなければいかん。

その点、ゴルバチョフは少し政治的なものと思えるものとのつかまえ方が十分でない、というのが私の見方です。それをソ連学者が指摘してもよさそうだと思いますが、私の見た範囲ではあまりない。

「新しい思考」は階級闘争と対立するみたいに評価しているけれども、そうではなくて、さきほど述べたようにしなければ「新しい思考」にならないのだというようにとらえる。しかし、各国とのいろいろな協調路線が、前述の基本点を踏まえて出てくるかぎりにおいては、いっこうか

まわらない。

藤田 ベレストロイカが、国内でもいろいろ困難を抱えており、われわれが外から期待しているようには必ずしも進んでないというのは、論戦のなかでできたえるという構造がまだ十分でない点にもあり、いま沼田先生がおっしゃったようなことを考えている人がいるはずなのです。

沼田 わかっているか、わかってないかは別問題。わかってはいない

改めて問われる「人間の尊厳」

渡辺 いま「全人類的な利益」というのが出されていることの背景に関連して、たいへん興味深いお話をうかがいました。さて、今まで「フランス革命二百年」、そして片や「ベレストロイカ」にふれつつ、世界史の現段階をふりかえる貴重なお話をうかがってまいりましたが、話をそういう歴史の現段階のなかでの日本の課題という方へ移していきたいと思えます。

日本の課題を照射するには、いろ

だろうと思うけれど、わかっていても、ここまで説明をすることが国際政治を操っていく場合に、敵側に見透かされてまづいというか、結局ねらいはここにあるか、と見られてしまうの用心して、むしろ階級闘争を抑制するのだというイデオロギー操作として出ているのか。こんなに好意的な解釈はないですよ。(笑)

藤田 そこまで高度にソフィストケートされたものではないと思えますよ。

いろいろなやり方がありますが、本日は、沼田先生のお話をうかがえるせっかくの機会でもありますので、沼田先生が一九六〇年代の前半期以来、主張されている「人間の尊厳」論にかかわらせつつ討論をすすめたいと考えます。

沼田先生が「人間の尊厳」論を前面に出されてきた背景には、歴史的、階級的な主体が普遍的な理念を掲げて運動するといえますか、普遍的な理念を掲げるべきである、そうする

ことが必要であるという先生のご判断があったと思います。そこで、まず先生のほうから「人間の尊厳」論を提起されるに至った経緯のようなものを回顧的に、と申しますか、お話しただけだと考えます。

「人間の尊厳」論提起のプロセス

沼田 だいたい私自身だって人間の尊厳論を活字にしたのは一九七二年発行の『社会保障の権利と思想』（労働旬報社）という本で、それは、総評が社会保障学校をつくるための第一回の会合のときに頼まれて話した総論をもとに、私と小川政亮君と松尾均君とで作ったものです。そこで初めて「人間の尊厳」という考え方を出し、今日先ほど述べたような観点にまで到達したわけですが、これは自分における到達だから、到達点と言ってもいいだろうし、これから衰滅するつもりではないのだけれど、初めはそんなことを考えて出たわけではないのです。

●三池炭鉱爆発事故を契機に
初めは、端的に言えば三池炭鉱の

爆発事故が契機です。あれは炭塵爆発です。ちょっと火が出たら爆発するような炭塵のなかで、人間が働かされている。そうだったのには三井三池の大闘争で負けたことが大きな要因となっていて、あれから締め上げられていくわけです。初めから階級闘争そのものです。

組合の抵抗がなくなるとここまでいじめ抜かれるのか、というやりきれない感じになりました。私はめったにそんな気持ちにならないのだけれど、あの時ばかりはやりきれない感じになって、学者はいつもカンパを呼び掛けられているけれども、こっちからカンパしようじゃないかと学者に声をかけて野村平彌さん、有泉亭さん、みんな賛成してくれて、わずかながら炭労に持っていくことがあります。

そういうことがあって、そのうちに朝日訴訟とかいろいろ起こってくる。そっちのほうから入っていくのです。

そのときに、自由と民主主義とか、平和と民主主義とかいうのは少しくたびれた概念になってきたというふうに受け取ったわけです。潜在的にはそれよりも少し前に、私はドイ

ツに留学していて、ぶらぶら遊んでばかりいて、ミュージアムばかり見ていたのだけれど、そのときに考えていたことは、日本の労働組合運動が社会保障について少し鈍感すぎるということでした。日本に帰ったら社会保障にとりくむようにはたらかせなければいかんと思って、だいぶ提灯を持ちたり、太鼓をたたいたりして、これがいろんな意味で多少作用するのですが、そんなことが潜在的にあった。

それで民主主義と人権ということはどういう統一的概念として構築するかということを考えていたのです。当時はまだ国際人権規約は読んでいなかったのですが、世界人権宣言、国連憲章も国連ができたとき以来読んでないので、少し念入りに読んでみたりして、ヒューマンディグニティという概念に到達した。

このヒューマンディグニティという概念自身はわりあい古いのです。キリスト教にもあり、アウグスチヌスなどは神の恩寵を受けた人間が尊厳を持つんだという考え方を述べているし、啓蒙期のフランス革命をみたって、その思想が基本的に流れている。理性的な人間としての人間像

を描いているわけですから、人間の尊厳そのものはそう珍しくない。

ところが第二次大戦におけるファシズムでいっぺん人間が根底的に否定されたでしょう、社会的人権も、市民的人権も。いちばん極端なのは、なんといってもナチスのユダヤ人虐殺でしょうね。あれぐらいひどいことが、二〇世紀のそれこそ中葉に行なわれているわけですから。

そういう暗いイメージをどう打開するか。そのなかから生まれ、自覚された理念といったら、平和というものをも人間の尊厳と結びつけた理念であり、それは新しい段階であるといふようなこともなんとなく考えていたのです。

●あえて「尊厳」という言葉を

しかし、「尊厳」という言葉は、日本には向かない。なぜかというところ、尊厳という言葉には、だいたい国体の尊厳とか、天皇の尊厳とか、皇室の尊厳とかいうイメージがまわりついている。私は戦前派だから。

ビュルデ、価値ですね。ドイツの基本法はいまだにビュルデ・デア・メンシェンでしよう。だからビュルデ、価値という言葉ならわかりいい

のだけれど、「尊厳」という言葉は本当に思い出が悪い。天皇制と絡んでいるからでしょう。

それにもかかわらず、あえていっぺん少し逆説的なかたちで出すというか、戦前的な尊厳に対して「人間の尊厳」を対置する。人間というのはヒューマンビーイングなのです。だから、ガットゥングスヴェーゼンとしての人間というようなことになるのかな、『経済学哲学草稿』風に言えば。もっともそのときはまだ『経哲草稿』に思い及んでいたわけではない。

ところが、そのうちに社会保障を統一的にどう理解するかというようなことと、労働法自身の問題として従属労働論の見直しが必要となってきた。

●従属労働論の見直し

戦後私がなぜ従属労働論を強調したのかというと、労働者の持つ権利性というものをどこに根拠づけるかという課題にこたえるためです。一つの重要な根拠として、憲法に書いてあるということもあります。ところが「生産管理論」は憲法以前に出てくるのです。戦後改革の過程でち

よつと出ているのだけれど、労働者権を正当づけることに戦前の人は非常に苦労して、そこで生存権思想を持ち込んだりするわけですが、戦後は労働法の次元ではいっぺんに片づいてしまうのです。法律が早くできしてしまうから。ところが、その根拠づけの思想は、それこそワイマール憲法、ワイマールドイツ労働法学をまねしたという感じでした。ところが、戦後日本はワイマール期とは下部構造が大きく変わっているわけです。

さらにもう一つは、支配的思想が変わっている。戦争直後は従属労働という概念がびつたりしたわけです。労働者自身にも、そのときの運動においても、すごい貧困の状態にあり、戦前のイメージも強く残っているのだから、従属労働というところえ方は当たり前だったのです。ところが高度成長のなかで平等思想が現実のものになっていく。

従属労働論というのは、差別、不平等を前提としている。私の労働法の著作を見てもわかるように、初めはその不平等を直視するところから労働法が出ています。つまり従属労働を直視したところから、市民法の変

質したものである。だから労働法が出てくる。だから争議権は正当性を持つのだ、団結は自由であつたにしても、争議を押さえた法律が悪法であるという批判をするためには、積極的な正当性を出す。そういうことのためには、労働者の階級性、階級的従属性を踏まえた従属論に立たなければいかんということだった。

ところがある時期から、それだけではどうもいかん。むしろ平等原理を踏まえながら、しかも正当性をつかり打ち出す必要があると、いわゆる高度成長のなかで考えるようになったのです。しかし、どうも出てこない。私自身もどうするかと思っているうちに、労働者権の正当性は従属労働論を踏まえても出てくるということに思いついた。それは何かというと、国連憲章です。人間の尊厳から起こしてみることですね。そういうことが、人間の尊厳論をうちだした私自身における初期の思考過程でしょうかね。

●社会保障原理の確立
もう一つは、社会保障のごく一般的な原理をどう考えるかということ。一つの難しい問題で、それにこた

えるものとして人間の尊厳を提示した。いままでの社会事業法などの考え方できくと、言葉は悪いですが労働市場からはみ出された連中の掃き溜め対策的なものだった。大河内一男さんの社会政策論に出てくる段階は、まさにそうです。だけど、もはやそういうことは言えないでしょう。それだけ思想が変わってきたのです。障害者だから当然差別されるなんてことを考えたら、とんでもないことになってくる。

それは高度成長と、平等思想の争い、部落解放同盟などの運動が、かなり大きな影響を持ったと思います。それはむしろ私が考えた後ぐらいになってからです。

それから公害問題が出てくるのです。公害も人をばかにした話ですね。それがいやなこと、労働組合が公害を出した企業でちつとも闘わない。公害発生源にいるにもかかわらず、ストライキも何もやらない。そんな汚い仕事はやらないといって、ストライキをやればいいのですが、やらない。それで労働組合にだんだんとあいそをつかすのです。そしてむしろ市民運動にある程度積極的な意味を見つけていこうかと、ずっと考え

てコミットしていくのですが、だんだんと市民運動が広がっていく。

●国際人権規約の批准

それから国際人権規約が一九七九年に批准されますね。人権規約の批准が非常に大事だということは、私は早くから感じていたけれど、まだ運動になってない。批准されたといっても、何も法律は変わらないでしょう。そこがいかにかに婦人差別撤廃条約と違うかということです。運動がなかったら、全然国内化されない。

その段階から徐々に、人間の尊厳の理念は社会主義をも批判する原理たりうる、ということを書いた。また、同じころスターリニズム批判を、いま廃刊になってしまった『現代と思想』三二号に求められて書いたりした。社会主義におけるヒューマニズムの欠落というようなことを、スターリニズムにかかわって、これを批判する普遍的原理として第二次大戦を経て人類が自覚した原理としての「人間の尊厳」を持ち出すことがいいのではないかと考えたわけです。その段階だとかなり国際的なものが頭に入って、なんとか新しい民主主義の基礎をつくらなければいけない

いと思っていたところに、人権規約を読むと、世界の人権思想そのものは発展してきているのです。世界人権宣言にはそこまで出ていないけれども、国際人権規約にはその前文に確かに人間の尊厳に由来する権利ということが、A規約にもB規約にも書いてあります。いわば人権思想が国際的に整理されて、より高い次元に出ている。いままでは基本的人権とか、いろいろなものを並列的に出して、それは国連憲章においてもそうだし、世界人権宣言でもそうです。それが人権規約の段階では、前文でそういうふうに体系化して出てくる。

その次に、私自身についていうと大学のなかでいかに教育をやるべきかということ、人間の尊厳の理念がいちばん理想的に実現されなければならぬのは大学だ、ということ、を強調し、同時に自由に強くなれということをやかましく言った。

そのときには、地域の運動は地域エゴイズムが働いてきていて、人間の尊厳は、これに対する批判の原理でもありうる、というような感じになつてきていたわけです。

その後、国法協へ入るわけですが、

そこで国法協へ入るについて、どういう線で行くかということを考えて、国連憲章から展開している世界人権宣言、国際人権規約、各種の人権に関する諸条約、つまり国際法ですね、民族自決権はもちろんその前提で、みずからの運命をみずから決める権利が民族としてあるという、とにかく人権思想になるわけですが、そういうことでいっぺんに拡張する。広い視野でとらえざるをえなくなるわけです。

●イデオロギー的機能の自覚
それからは先ほど述べたようなことで、ソビエトについても、ベレストロイカがわりあい私の考えていることに近いところにくるものだから、大いに賛成しているわけです。ただ、全人類の法則性とかいうことを言い出すものだから、これはちょっと問題です。

人間の尊厳はあくまでも理念であり、理念ということは突き放して考えれば、イデオロギーということではじめから私はイデオロギーだと思って考えてきている。理念として打ち立てていくこと、理念として強調することのイデオロギー的機能

を自覚したうえで抱えとるわけです。

どういうイデオロギーが実践的に必要であるか、ということが前提にあるわけで、日本の民主的な国民社会を維持するうえに、いかなるイデオロギーが必要であるかと。しかし、そのイデオロギーのうちだし方は、イデオロギーとしてうちだしたって意味はない。イデオロギーは常にイデーのかたちでうちださないと意味はない。だからイデーとしてうちだしてきています。

人間の尊厳というのは以上のようにいままでのところはたどってきたのですが、人間の尊厳というものは法則性をそこから導き出すようなものではない。もともと法則性というものは、理念とかゾルレンとかいうような世界のなかで出てくるものではない。存在論的決定を受けるのは当然のことなのです、法則という問題は。

いま二つの法則性、つまり階級闘争も法則的だし、全人類的な法則性もあるのだという言い方が出ているが、あの出し方自身が史的唯物論なり唯物史観なりで考えられる意味での法則性という概念ではなからうと思う。私はそういうことを承

知のうえで、人間の尊厳を理念として打ち出す。人間の尊厳の法則性ということとは言わないのであって、人間の尊厳は一定の条件が熟さなければ実現しない理念である。

人間の尊厳はその本来の要請として、かくあるべしということを強調するのであって、かくあるべしということは、具体的諸条件のなかでかくあるべしと言わなければ、一つの空論になるから、そのかぎりにおいて現実在の法則性を展望したなかで、人間の尊厳を強調することの意味を見いだそう、ということなのです。

「人間の尊厳」の理念と成立の構造

渡辺 今度改めて「人間の尊厳」論を歴史的に読み直してみたのですが、非常に興味深かったことがいくつあります。

◇——近代的な人権と生存権の合体

渡辺 一つは、いま沼田先生がおっしゃったように、人間の尊厳という理念がそれとして熟する構造という問題です。「人間の尊厳」という理念の構造は二つの内容からなつて

いると思われます。その一つは先ほ
ど議論されたような近代市民革命期

にうちだされた近代的な、あるいは
自由人権的なといえますか、そうい
う理念であって、これは「人間」と
か、別のところで言われる「個人の
尊厳」といったときの「個人」とか、
そういうところにかかわる近代的な
人権の理念です。もう一つは、そう
いう理念を掲げて形成された近代市
民社会が、実際には労働者階級の搾
取に基づいてなされていて、その搾
取されている労働者階級が、自己の
生存のためにということで掲げたコ
ンフリクトの権利としての生存権理
念です。この二つの内容を合体した
ものとして、人間の尊厳論が成立し
ている。構造的にはそういうふうに
なっていると思うのです。

ところで、その二つがなぜ合体す
るかという点が注目されるのですが、
歴史的には違った脈絡で出てきた二
つのカテゴリーが合体する条件とし
て、沼田先生が強調されているのは、
第二次大戦後の歴史的条件というこ
とです。では第二次大戦後になぜこ
の二つの内容が合体するかというと、
一つはファシズムと第二次世界大戦
の経験があつて、これが改めて近代

的な人権をとらえ直させる契機とな
る。

もう一つは、第二次大戦後の、広
く言えば資本主義諸国家の国家独占
資本主義化といえますか、あるいは
「福祉国家」化といえますか、国家
の経済的なものへの介入の結果とし
ての生産力の一定の上昇が、生存権
という概念そのものを、比較的に物
質的な、あるいは最低限の生存確保
というような内容の概念から、もう
少し内容豊かな、もう少し広く権利
内容を膨らませるようなものとして
存立させる条件を形成したというこ
とです。

つまり、一方で近代的な人権のと
らえ返しの必要が生まれ、他方で生
存権概念がワイマール時代に提出さ
れたような優れて物質的な人間の生
存というところにかかわっていたの
が、もう少し広く、たんに物質的な
最低限の生活を保障するだけでなく
て、より人間らしい豊富な内容のも
のになる……。

沼田 A規約に見えるような。
渡辺 そうです。国際人権規約の
ようなものとして膨らんでくる。こ
れが第二次大戦後に、この二つの、
カテゴリーの違う人権が合体して、

「人間の尊厳」という理念が歴史的
に成立しえた条件だと思うのです。

沼田 人間の尊厳という理念が、
人間的に提出される、神の依頼では
なくて。

◇「尊厳論」成立の歴史的條件

渡辺 そういう構造だと思うので
す。したがって第二次大戦後という
のが非常に重要な歴史的な画期であ
ると、先生は強調されているわけ
ですが、実は、それに関連して、私が、
人間の尊厳論に興味をもった、第二
の点があります。

それは、人間の尊厳論を沼田先生
が形成されたのが、先ほどの話にも
あったように一九六〇年代だとい
う点にかかわっています。つまり歴史
的な階級主体である労働者階級、あ
るいは「勤労大衆」が人間の尊厳と
いう理念を掲げるべきである、そう
いう歴史的な条件は第二次大戦後に
成立したと言われながら、しかし、
実際に、沼田先生自身がその概念を
形成されるのは、一九六〇年代であ
るのは、なぜかという問題です。

沼田 生産力の一定の発展がある
わけで、その結果市民的な人格の意

識が出てくる。それは戦争直後では
出てこない。

渡辺 「人間の尊厳」理念が歴史
的に求められるのが第二次大戦後で
あるということと、実際に、日本で
先生が提起されるのが六〇年代であ
るとこの時期のギャップが興味
深い問題を内包しているように思
います。六〇年代に先生が提起され
る背景の第一には、いま言われたよ
うな生産力の一定の上昇という問題と、
一九六〇年代の高度成長の過程にな
って、日本でもようやく国家の側が、
先生が強調されているように「福祉
国家」という理念を出してくるとい
うことがあります。

この「福祉国家」という理念は、
すぐれて戦後のな、といえますか、
第二次大戦後に歴史的に成立する概
念です。つまり、現代資本主義国家
が、国家独占資本主義になるとい
う問題と同時に、組織された労働者階
級の運動の力によって、ヨーロッパ
諸国を中心に労働者党政権ができ、
これが国家独占資本主義の財政の投
下先を、さまざまなどころでなくて
社会保障などところにある程度向け
ざるをえないようになる。それが第
二次大戦後に、福祉国家という理念

を、資本主義国家の支配的なイデオロギーとして提出させることとなった。

ところが日本の場合には、この概念、理念が支配階級から出てくるのがようやく六〇年代なのです。ではなぜ日本では遅れたのか、というと、それは現代国家が「福祉国家」理念を掲げざるをえなくなる要因としての労働者階級の運動の弱さということに求められる。そういう社会運動の力がようやく六〇年代に「福祉国家」論を登場させることになる。先生も、そういうことをエコノミストの六四年六月号の論文「国民を偽る福祉国家論」で指摘されています。沼田先生が人間の尊厳という理念をうちだされるのも、支配の側の「福祉国家」論にちょうど対応していると思われる。

沼田 体制としては、大内兵衛先生をキャップにして社会保障審議会が早い時期につくられるのです。

渡辺 一九五一年に答申が出ますね。

沼田 出発はもっと早く占領中です。だいたい社会保障、ソーシャルセキュリティという概念は、日本には知られていなかった。これは戦争

中にILOがカナダに移っていて、そこでニューディーラーたちと結びついて出てきた。ウェルフェアステートという言葉は、大戦前にヒトラーがドイツはウォーファーステートだといったのに対して、イギリスがわれわれはウェルフェアステートだという語呂合わせをやりながら、批判しているんですね。

つまり、ウェルフェアステートという言葉は、第二次大戦後というよりもファシズムとの、軍事的なものに対しての、バスターが大砲かというプロセスのなかで芽生えてきていると見てよかろうと思います。それがある種のポリシーとしてどこかの政府がそれを強調する時期というのは、国によっても違うわけで、イギリスなどは早いわけです。

日本は、児童福祉法にしても、生活保護法にしても、わりあい早いですね。それにもかかわらずこれが、一つのイデオロギーとして、政治思想として現実味を帯びてくるのが六〇年代です。なぜかといったら、安保条約が改定されて、池田内閣の高度成長、そして所得倍増という、あのポリシーの一環として出てくるわけです。

だから、これは出てくるべくして出てくるので、あの時はむしろわれわれは福祉国家批判をやった。なぜ批判をやったかという、その階級性を露呈させたわけですね。彼らの言う福祉国家は、いかに階級的に奉仕するものか。そんなにありがたいものではないぞ、限界性があるということ、あの段階では強調する必要があった。

私がやったのは、思想としての社会福祉、あの段階で出されているものの階級性の批判です。だけど今も、社会福祉国家になれと特別言っているわけではない。福祉国家を理念として打ち出すことの今日的な意味というのは、こちら側から、人間の尊厳の理念と結びつけていくことにおいてです。

◇—福祉国家理念と人間の尊厳論

渡辺 だから、あの段階で国家の側は福祉国家の理念で、それにいわば対抗する人民的な主体の側はちょうど人間の尊厳論を出された。

沼田 そうです。あの段階はまさにそうだった。

渡辺 そういう意味でいうと歴史

的にはある種の必然性をもって、六〇年代に人間の尊厳という理念が形成されてくるといえそうです。

沼田 そこが財界の側と市民の側の違いでしょう。財界の側は福祉をやっていくなかで経済成長を考えたわけです。池田のときも考えたわけですね。あのときは総評も闘いにくくて困ったのですよ。次から次へと政府のほうがうまくやるものだから。ところが市民の立場というのを強調するときは、福祉国家という政府のイデオロギーに追隨しては困るからその批判をやりながら、こっこの側からの原理を出さなきゃいかんということも、あったのですね。

渡辺 ただ、池田が福祉国家を出してきたのも、やはり安保闘争という苦い経験をして、それまでのやり方ではなかなかうまく行かないという判断があったからだと思えますが。

沼田 それは少し労働運動を評価しすぎる傾向がある。私もその役割は基本的に否定しませんよ。私もそう言ってきたのですから。だけど、私がいままで強調してきているもののなかには、内心そうでないものもあっても、いまこれが必要だからというので、言ってきたこともず

いぶんあります。

春闘だって財界主導ですよ。あれは財界が必要だったからこそ成り立ったのです。社会福祉だって何だって、国際的にも国内の内需拡大のためにも必要だったわけでしょう。自動車、鉄、石油化学というのがバースともうかるためには、公共投資をどんどんやらなければいかん。そのためには金が必要。金をやるのに社会福祉で集める。

だから、春闘で勇ましく力でもった、力でもったと言っているけれども、合理化反対のほうは全然だめだったでしょう。あのとき、私たちは戦闘的トレードユニオニズムをうんと強調しましたが、それはいま、これを言わなければだめだということと言ったのです。労働組合がそろそろだらしなくなりかかっていったのですから。そこで権利闘争ということをして強調した。それも、たんに職場において労働基準法を守れということだけを権利闘争だと考えていたのでは困るから、『権利闘争の課題』（労働旬報社）で、権利闘争は思想的な運動だということを強調したのです。

この年になればもう本音で言っていたいいでしょうが、その段階でど

う絶望しないためにやってきたかということですね。そして、とうとう公害への対応をみて、もう嫌気がさした。簡単に言えばそういうことです。しかし、今の「連合」も右傾化だと言うことで片づくほどのものではない。けしからんと言いたい人もおるだろうけれども、そう簡単なものではないですね。だけど、これもこのままでどう流れていくものか、そう簡単にも言えません。

◇——六〇年代の矛盾形態との対抗

渡辺 先生のいまのお話をうかがっていて、六〇年代のはじめに、先生が人間の尊厳論をはじめ提唱される頃に書かれた「生存権の性格について」（のち「運動のなかの生存権」と改題された）という論文を思い出しました。この論文を読ませていただいて非常に感心したのは、先生がそこで、従来、大企業労組や官公労働者は、生活保護基準の引き上げの闘いなどを、自分とは「別世界」の問題と考えていただろうけれども、今日、それではよくない、と言ったうえで、「今日社会保障闘争の重要性を具体的に自覚しない者は

少なくとも単産次元以上の組合の幹部たる資格がない」と断言してもよい」とまで言い切っておられた点です。そして先生は続けてその理由を、「その自覚に乏しい」ということは、勤労諸階層の連帯性についての自覚において欠けることを、また現在進行中の激しい経済変動の中で組合員の生活の向上と安定とをもたらすために組織されるべき闘争の基本線を見失っていることを意味しているからである」と……。

沼田 あれは、総評が市川・大木の時代ですが、私はそれを総評幹部を訪ねていつて言ったのです。そして、しんどい先生だと、そんなことを言われた。（笑）

渡辺 さて、少し話を先ほどのところに戻してうかがいたいのですが、先生が、六〇年代初頭に「人間の尊厳」論を提唱される契機として先ほど生産力の上昇とか国家の側というと福祉国家の提唱をあげましたが、先生がこれを提唱された直接の契機は何といっても三池・三川鉱の炭塵爆発と、鶴見の電車の事故ですね。それで非常に人間の尊厳ということ

を唱えられた。

すよ。

渡辺 六三年の十一月九日、同じ日に起こって、それで先生は、『エコノミスト』の六四年一月号に「人間尊重運動の提唱」という論文を書きになる。この契機をもう少し抽象化すると、おそらく六〇年代に、現代の資本主義に固有の矛盾の発現形態といえますか、たんに労働者の生活にだけ矛盾がくるものではなくて、むしろ一般社会的なかたちで爆発するというか、矛盾が顕在化する。

そういう矛盾の現代的な発現形態が二つの事故というかたちで象徴的に示されたというふうに私には思われます。この時代には、労働組合運動は全体としては協調化する。賃金その他の条件では一定の向上がみられる。他方、臨時工や失業者層の問題は組合にとりあげられずに深刻化し、公害問題や、社会一般の被害も続発する。ここに改めて「人間の尊厳」がうちだされざるをえない根拠があるように私には思われます。

沼田 それは繁栄期というのがそういうふうになりやすいのです。ピクトリア時代のイギリスの労働運動、アメリカの全盛期における労働組合運動、みんな体制協調的です。それ

は植民地の過剰搾取をやって、本国はまったく結構なわけです。

イギリスならばジュンターですね、大組合の大ボスたちの仲間、労働貴族という言葉が出てくる。レイバーアリストクラシーというのですが、それは植民地支配から出てくるイギリスの繁栄のうえにあぐらをかいているわけです。そのなかで、未組織の零細もいる、それとまた別のまったく日の当たった人たちが、集団がいる。労働者というのは看板になってしまふので、実質的には支配体制の有力な一環になるわけです。これは繁栄期というか、国民社会の生活水準が一般に上がる、生産力が上がるということでしょうが……。

◇——人間としての叫び

渡辺 そういう状況のなかで、先生は、労働者階級の団結と同時に、それ以上に労働者階級が諸階級と連帯しなければならぬということをかかなり意識されて、それで人間の尊厳ということを打ち出されたと思います。

沼田 人間の尊厳と言ったいちばん初めのオリジナルにだんだんと理

屈が付いてきているわけですが、たとえば国法協へ入る段階は、そのときは何をやってやるか、どういう路線でやるか、全部理論的に考えたということになる。今度は運動論のド真ん中に入るので、労働組合の場合はどっちかというと学者としての意見を出すというかたちで、それはなんととってもアウトサイダーです。ところが国法協の会長に引っぱり出されたら、否応なしでしょう。

だから、多少理論的に思っている路線を考えたけれど、初めはそうではなくて、むしろ人間の尊厳の理念というのを、後で見つけるのですよ。

人間の尊厳の理念という言葉が出て、これがいいたと思って飛びついたというよりも先に、それと同じ内容のものだろうけれどネガティブなかたちで出てくる。「ひでえことをしやがる」という人間的憤慨ですね。

政治に対する憤慨は一般的にはありますよ。それと違った、人間的な憤慨みたいなものが出てくるのは、朝とかに「行ってくるよ」といって元気に出たのが、それこそ爆発でも起こしそうな炭塵の職場で働いて、帰りは屍になって帰ってくる。

公害もそうでしょう。何も知らずに、いつの間にか病気になっている。今でもまだ水俣は続いているでしょう。水俣の事件は私が外国から帰ってきて最初に知った公害です。ひでえことしやがると思いましたね。

ああいうのを見ると、人間的憤りみたいなものがあるんですね。このままほうっておけない。民主主義なんてものでは、とても生ぬるくて、けんかできそうもない。「人間というのは大事なんだぞ」と、それで「国体の尊厳」という尊厳概念を「人間の尊厳」という言葉にするのに、そう抵抗を感じなかった。また突き放して考えると、この概念は日本ではたして受け入れられるかなということを考えるけれども、やっぱり尊厳なんだよね。

藤田 沼田先生が国法協の会長になって、たぶん最初に国法協の方針書を作ったり、決議文を書いたり、そんなことを私がやったのです。沼田節で作らなきゃならないということとで。(笑)

ただ、私も考えてみると、人間の尊厳というものをよく考えて書いたのかというと、まあ聞かれれば何とか説明できるのではないぐらいで

いたのですが、いま沼田先生の話を聞いて思いますが、階級闘争のなかにいっても非常に厳しいときは「人間」と叫んでいますね。解放のための非常に厳しい闘争の場合に、「労働者」とか「自由」がもちろん叫ばれるが、「人間」という叫びも同時に放っていると思うのです。

考えてみますと、一般的なことになりますが、人間の尊厳というのは理念だと言われましたね。確かにそれで、価値理念ですが、理念というものもそれなりの歴史的存在であって、歴史的存在である場合には、「人間の尊厳」の人間というときに、だれをイメージするかという点も、それなりの変化があるはずなのです。

第二次大戦後というべきか、あるいは六〇年代というべきか、いままで人間という言葉で必ずしもイメージされてなかったものを全部含めて実体的人間として、ある種のものに抵抗する主体としての人間とイメージされてくる。

沼田 最初はまさにそうだった。

◇——「人間の尊厳」理念の多面性

藤田 そういう時代ですね。それ

から「尊厳」ということ、これもちよつと図式的になりますけれど、何が尊厳なのかという点も、それなりにいろいろあつて、たとえば職場での賃金とか物的にはいろいろ水準が上がつてきても、心理的に抑圧されるとか、家族の生活を抑圧されるとか、市民としては公害でやられるとか、おしだすべき「尊厳」というものもそれなりに歴史的実態があつて、いまは非常に広い、しかし実在感のある「人間」とその「尊厳」が問題となつてゐる。これを冒す側の実体もそれなりにいろいろ複雑になつてゐると思ふのです。昔のように十何時間も働かせてゐるとか、汚い小屋に住まわせてゐるとか、そういうことだけでなく、非常に複雑な、人間の尊厳を冒しているものがある。そういう対立を凝集して現わす理念として、非常に有効な理念になるのではない。

国法協では、核廃絶・平和を主としてやってきましたが、核、ジェノサイドだけではなくいろいろな抑圧、尊厳を冒す形態といえますが、それが国際運動のなかでもあるのですよ。ある国の人間とある国の人間が友好運動で一生懸命にやろうとし

ている。ヒューマニズムに立つ関係なのです。ところが先方国の機関が手を回して、こつちの運動を引っかき回して、一部を自分のほうの主張に引きつけようとする。これを私は「人間の尊厳」を冒すものであるといつてゐる。

そういうことも考えてみると、尊厳を冒す複雑な形態があつて、そこに「人間の尊厳」という理念の意味が多面的にあると思いますね。

◇—権威的秩序と人間の尊厳

沼田 多面的なのですよね。自身の問題関心の広がりななかで、「人間の尊厳」の理念の生きる場面が広がってくる。そのときどこにアクセントが置かれるかということは、当然違いがあるけれども。

あなた方が「権威的秩序と国家」(藤田勇編、東大出版会)を書かれたでしょう。私は、なぜ「権威的」なんて言葉をつかうのだらうと思つた。いったい「権威的」なんてどういふつもりなのかということ、序文を少し丁寧に読んでみたのだが、権威的支配ということポジティブに言えば、「人間の尊厳」というふ

うにならんでもないかと考えた。あれは社会主義をも含めて批判の原理にしたいと言つてゐるわけでしょう。

第二次大戦は国家と国家の闘争であると同時に、土着民の闘い、ゲリラの闘い、レジスタンスの闘いを含んだ闘いであつた。だから、反ファシズムというのは、反ファシズム国家と非ファシズム国家とが闘つたというような単純なことではなくて、ファシズム国家あるいはファシズム支配のもとで、いろんなかたちでの闘争を含んでゐるわけですね。

そういう意味で、そこから自覚された考え方は生存権というふうに法律上はなるけれども、「権」という概念の先に生活そのものが否定され、下手すれば命そのものが否定されるということ逆を体験しているのです。戦争になったら、人間の命だつてとんでもないことになっていく。その否定として出てきている、ということなのだろうと思う。

「人間の尊厳」のなかには、「自由」もある、「生命」もある。自分の人生のなかの自分が支配しうろいろい要素を含むわけだけれど、それが疎外されたかたちに対して権威主義的支配として批判が加えられ

ている。これは必ずしも商品交換社会だけではなくて、社会主義国家でもありうる。

「権威的」というのはこういう概念だろうと思う。はじめに「人間の尊厳」の概念をお話したのだけれど、あるいは問題意識はこれを見てのかな、そちら側からネガティブに持つていったのかな、というふうに見たりしてんだがね。

◇—尊厳を否定する諸形態

渡辺 沼田先生の「人間の尊厳」論が展開されてくる六〇年代から八〇年代にかけて、ちょうどその否定形といえますが、私共のいい方でいえば日本社会の「権威的秩序」が形成され、確立をしていく。そして、「人間の尊厳」を否定するような現象が、社会の問題として意識されるようになる。否定の諸形態が、非常にまた展開してくるのですね。そして、日本社会の権威的秩序の形成ということはとりもなおさず、先生が戦後当初歴史的主体として想定された労働組合とか「勤労大衆」といいますか、そういう主体が現実体としては非常に分裂して、いろいろ弱小

化していく過程でもあった。先生が「人間の尊厳」を出されたうらには、そういう勤労大衆としての階級的な連帯の解体を実践的にはかなり怒りを込めて、批判するという意欲があったのではないかと思うのです。

沼田 そのとおりです。やりきれん感じだった。あれが情緒的な原点みたいなものだ。どうも民主主義だけではいかんというのは、一つはそれがあつたので、イデオロギーの刷新を要する。

いろいろ考えていくうちに、さっき言った社会福祉法を統一的にどう考えるか、労働者権の権利性というものを新しく見直す可能性はありうるかどうかということにだんだんと関心が移っていった。ある段階でものを書いてからは、今度は書いたことに拘束されて、いやでもその内容を豊富にしていかなければならなくなってくるのです。問題関心が自分から出てくる場合も大いにあるけれど、むしろ最初に衝撃を受けた感情的なものがだんだんと自分の問題関心を広げていったということもあるのです。

たとえば国法協へ入って国際会議とかいろいろやって、国際法に対す

る関心がなかったかという、なかったわけではないけれど、その関心の持ち方がまるで違っている。学者として組織と何の関係もないような立場にいるのと、そのド真ん中にほり込まれて何か考えろと言われるのと、やっぱり違うでしょう。

その意味では国法協へ入ったのは、少しこの問題を考えるという観点からは、一つのチャンスだったのかなと思います。いろいろな意味で人間というのは経験が多いほうが、いろんなことを考えたり思ったりするチャンスになるものであることは、確かです。

今後の課題

沼田 ここまでいろいろの意味でやってみたけれど、最後はやはりどうも「野に民力の皆を」というところへ来なければだめかなという感じがします。これもまただんだん絶望しうになっっているのだけれど。(笑)でも、生涯一生懸命やってみて、絶望して生涯を終わる。これもしかたがない。しかし絶望といったって可能性を信じているがゆえであって、運動の方向そのものには絶望してな

い。ただ、なかなか思うようにいかんもんだな、ということをおもうよね。

しかし、法律家集団というのは幸いにまだ人材がおる集団かな。これもだんだんと政府の審議会や何やらに取り込まれてきて、みんな体制側へ吸い取られていくなあ、という感じもしますが。何も社会党や連合だけでなく、学者だってそうです。まあ戦時中ほど、すごいかたちにはならんだらうけれど、先取りのうまい人はそうなる。そのいちばん典型的なのが清水幾太郎じゃないかね。がらつと変わった。あれも安保で挫折した途端にああなった。安保のころ、彼は少しエキセントリックになっていったよ。

藤田 あれはエキセントリックだった。

沼田 エキセントリックになっいて、困ったもんだと思った。大衆というのはそんな甘っこよいものでもない。大衆を知らん人間が持つ傾向ですよ。だから、私は労働組合で酒を飲んでいたので非常に役に立ちました。軍隊にいて役に立ったのは、兵隊さんというものをよく知ったということ。兵隊さんは庶民ですから。裏も表もあるものなんだ。

労旬新書

榎井常喜著 350円

婦人労働者の権利

「合理化」下の差別賃金、労働時間や生休・産休・結婚退職など婦人労働者の権利をわかりやすく解説。

宗像誠也ほか著 500円

教師の自由と権利

教師の諸権利を国際的に確認したILO・ユネスコ勧告にそって、教育労働者の当面する課題を解明。

青木宗也著 400円

時間外労働と労働者の権利

「合理化」下の残業休日労働を規制する三六協定のすべてを実践的に解説。届出様式・関連条文など資料豊富。

本多淳亮著 450円

組合活動の権利

施設管理権・業務命令による攻撃に抗して組合活動の権利をどうまもり確立するかを具体的にたかる。

藤田 絶望と言われても困るのですが、日本のいろいろな運動のなかで、国法協というのの一つの国際連帯を軸に据えた民主主義運動ですね。

戦前にそういうものがあつたのかという、ほかの国を見ますと、たとえば二〇年代の終わりから三〇年代の初めごろには、進歩的法律家の国際会議などが結構あつたのです。まあ大した規模でもないけれど。それに日本から法律家は行つてない。アメリカのローヤーズ・ギルドなどもソビエト友の会などと結びつきながら、三〇年代に出てきている。フランスでもあつたと思いますが、それらと比べてみると、おそらく日本では法律家の国際的な民主主義運動というのは、戦後のことではないですか、戦後も五二年以後ですね。

そういうところから始まったのですから、なかなか国際連帯運動のそれらしい主体というのは、そうすぐにはできなかったと思うのです。

今は、三〇年の経験もあつて、国際連帯運動における主体性というか、もちろん理念を含めてですが、そういうものができてきた。それが「到達点」と言えるかどうかかわらないけれど。そのなかで沼田先生がいろ

いろ問題提起をされた役割は大きいと思う。

渡辺 先生の掲げられた理念と、実際の運動との関係でいくと、そういういろいろな格好で、ちょうど「人間の尊厳」の理念が沼田先生の歩みのなかで膨らんでいったことに対応して、いろいろなかたちで広がってきてはいると思うのです。

ところが労働運動を見てみると、沼田先生は六〇年代以降たとえば「社会保障を聞えない労働組合幹部は幹部じゃない」とまで言つて叱咤されたけれど、今から三〇年近い足跡を振り返ってみると、日本の少なくとも主要な労働組合運動のなかでは、状況は一層ひどくなっているように見える。オイルショック以後の「減量経営」下で首を切られてほぼ出された労働者や、働きバチ症候群といわれ労災でダウンしたような労働者たちの問題はおれたち労働組合員の問題だということかたちで、それらの課題を正面から闘うような組合運動が形成されてきたかという、少なくともも現在までの段階ではできていない。

その意味では、沼田先生が提起された問題は、未だなお歴史的な変革

主体の直面する現在の課題であり続いている、否、一層そうなっている。

沼田 総評が社会保障学校をつくったでしょう。あれは続いているよ。だけど今度総評が解散したら、どうなるのだろうね。

その点、安全センターをいかに残すかということを考えているのです。あれだけなんとか残せないかと思つていただけけれど。あれは三池闘争のなかから生まれたのです。だけど、渡辺さんが言うような調子にはもちろんいかんし……。

でも、福祉の問題は地域でかなりやつていることは確かだね。どっちも人権視点から入るのだけれど、医療問題と教育問題、それからもう一つは平和、こっちの比重のほうがだんだん多くなってきた。

子どもの人権については、日教組が子どもの人権を守る連絡協議会という組織をつくつてとりくんでいる。

今度子どもの人権条約が出るでしょう。私は本当は条約の前に子どもの人権法の法案を作れといったのですが、そのうちに日教組の内部問題でまるでストップした。私は日教組に行つてそんなことで子どもの人権

をほつたらかして、「人間の尊厳」なんて偉そうなことが言えるかといつて怒鳴つてきて、この運動は日教組にコントロールされないで動くようにしたのです。こういう運動の大事さ、このことについては原点なんだ。子どもの人権を守ることにについては、右も左もない。ちょうど核兵器の廃絶については、右も左もなかつていえる運動を見ていると、やっぱり右も左もあるんだね、困ったものだ。なかなか克服できそうにないね。

また原水禁運動も問題を抱えている。私はどっちももうまいことならんものかと思つていっているのだけれど、なかなか簡単ではない。力関係では非核の政府のほうがずっと強いです。圧倒的に強い。あの線がゴルバチョフの先ほど説明したような意味での普遍性を持つところまで力量が伸びてくれば、それなりにいいと思つてのだけれど、そういう弾力的にやらなければいけない。まあ、そういうことを晩年に考えとるわけですよ。

藤田 戦後なんども「歴史の曲がり角」ということがいわれ、自分でもそんなことを書いたことがあるよ

うに思いますが、八〇年代が終わろうとする現在、いままではなかったスケールでの「曲がり角」というか、鋭角的な「角」だというよりも大きな幅をもったそれを感じていて、かなり高いところに立たないと先がみにくい。高いところというと、二〇年、七〇年あるいは四五五年といった過ぐる歴史を考えてみざるをえない。そういうわけで、いままでは話になつたことは今年いっばいさらによく考えてみたいと思います。その今日の時代には生きる「人間の尊厳」の理念について沼田先生の思考過程を詳しくうかがうことができたのは私には大きな収穫でした。いろいろの社会主体の運動については十分たचितれませんでした。それぞれの運動の場面、それぞれの今日的課題に即してこれも掘下げなければならぬものと思います。

渡辺 藤田先生もおっしゃるとおり、現在の日本は大きな転換点にさしかかっているように思われます。しかし、それが何から何への転換なのかは、私たちがその渦中にいるというところもあってか、はっきりとは分かりません。日本も含めて、先進資本主義国家においては、第二次大戦後に形成をされてきた既存の支配システムが明らかにある行き詰まりをみせてその再編が始まっているというところは分かりますが、それに対抗する側における新しい芽が必ずしもはつきりしていない、ということが、現在の転換期の質をみえにくくさせている要因のひとつではないか、と思われまふ。八九年には「連合」と官公労の統一が展望されていますが、はたしてこの流れが新しい方向を切り拓くのか、それともそれに対抗する流れが新しい方向を示すのか、注目されます。

ともあれ、本日は、おふたりの先生から、そういう「現在」を、一歩下がって歴史的な高見から改めて照射するようなお話しをうかがうことができました。論じ残された問題も多いのですが、本日はこの辺で終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

〔本座談会は昨年十二月一日に行なわれ、御出席の各先生に御加筆いただいたのですが、沼田先生には御病氣のため御加筆いただけず、編集部で若干の字句の訂正を行ないました。先生の一日も早い御回復をお祈りいたします。編集部〕

労働旬報社

東京都文京区目黒台2-14-13
電話 03(943)9911(代)営業部

サラリーマンとOLの 知っておきたい労働法

藤本 正 編著

最新・労働基準法入門

●損をしないサラリーマンの知恵 定価 一三〇〇円

「人生八〇年時代」にふさわしい労働条件づくり。

単身赴任や円高解雇など最新のデータとホットな話題を題材に労働弁護士が伝授するサラリーマンの法律知識

▽賃金はいろいろ法律で保護されている

▽時間外労働・休日・休暇の法律知識

▽男女雇用機会均等法の活用ポイント

▽こんな配転・出向にはだまることがない

▽高齢化時代の定年制・退職金・企業年金

本多淳亮・宮地光子 編

女の労働基準法

◆男女均等法のつかい方七〇章 定価 一二〇〇円

募集・採用から出産育児・定年まで、女性弁護士のアドバイス不合理な差別を許さない、働く女性の学習テキスト。

男女機会均等法・労働基準法はこれ一冊でOK。

I 「均等法」ってなんだろう——知っておきたい基礎知識

II 女性は一生涯だって——コース別管理に負けないで

III 社員教育の見なおしを——研修・訓練の平等を求めて

IV 意欲と能力に応じた処遇を——昇進・昇格・賃金・福利厚生

V 家庭と健康を守るために——残業・休日労働・深夜業の制限

VI 生理休暇は女性の権利

VII じょうぶな子どもを産むために——危険有害業務の制限と産休の活用

VIII イヤガラセに負けず働こう——定年・退職勧奨・配転・解雇

IX 働きつづけていくために——育児休業・再雇用制度の活用

XI これから就職するあなたへ——募集や採用差別への対処のしかた

XII もっと知りたい人のために——差別撤廃条約・諸外国の平等法など